

広報なんじょう有料広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、南城市広告掲載要綱(平成21年1月23日告示第6号)(以下「要綱」という。)第4条1項第1号に掲げる「市の広報印刷物」である市広報紙(以下「広報なんじょう」という。)への有料広告掲載の取扱について必要な事項を定める。

(掲載の位置、規格等)

第2条 要綱第6条に規定する広告の規格等について、広報なんじょうを所管する課が定めるものとは、次のものをいう。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の掲載位置
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の掲載期間
- (5) 広告の作成方法等

2 前項第1号から第3号については、次表のとおりとする。

区分	規格	掲載位置	広告掲載料(月額)
1号広告	縦50mm 横87.5mm	お知らせページ	7,000円
		最終ページの最下段	10,000円
2号広告	縦50mm 横175mm	お知らせページ	13,000円
		最終ページの最下段	18,000円

3 本条第4号については、1ヶ月単位とし、最長12ヶ月とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

4 本条第5号については、別紙1に定める。

(広告掲載の申込み)

第3条 要綱第8条に規定する広告掲載の申込みについて、当該広告の掲載を希望する広報なんじょうの発行日より30日前までとする。

(広告掲載料の納付)

第4条 要綱第11条に規定する広告掲載料の納付について、当該広告を掲載すべき広報なんじょうの発行日より15日前までに、市の発行する納付書により納付するものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は、別に定めるものとする。

広報なんじょう掲載広告作成方法

「広報なんじょう」に広告の掲載を申し込む場合は、以下により広告原稿を作成する。

1 規格

- (1) 1号広告 縦 50mm×横 87.5mm
- (2) 2号広告 縦 50mm×横 175mm

2 広告原稿データの作成

配色	モノクロ
データの作成	<p>(1) Adobe Illustrator を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バージョンは 5.5 以上とすること ②広告原稿データにはアウトラインを掛けて EPS 形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと。 <p>(2) Adobe Photoshop を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バージョンは 3.0 以上とすること。 ②広告原稿データは、使用サイズの 100%で解像度 300dpi にすること。レイヤーがある場合は統合して EPS 形式で保存すること。 <p>(3) Microsoft Word を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バージョンは Word2000 以上とすること。 ②使用フォントは、MS ゴシック系、MS 明朝系、HG ゴシック系、ポップ系、HG 行書体系、HG 正楷書体 PRO、HG 創英角ゴシック系、HG 創英角ポップ系、HG 丸ゴシック M-PRO とすること。 ③特殊文字（囲い文字、影付き、中抜き、アニメーション等）及び Open Type フォントは使用しないこと。 ④PDF ファイルに変換すること。 <p>※広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権が発生する場合はその支払いをすること。</p>
データの提出	<p>(1)いずれのソフトを使用して広告原稿を作成する場合でも、出力原稿とデータを併せて提出すること。</p> <p>(2) Adobe Illustrator で広告を作成した場合は、アウトラインをかける前のデータとアウトラインをかけた後のデータを併せて提出すること。</p> <p>(3) Microsoft Word で広告原稿を作成した場合は、Word のデータ、PDF ファイルのデータを併せて提出すること。</p>
データの訂正	原稿で提出後のデータ訂正は、申込者において修正後、再提出してください。

- 3 注意事項 都合によりデータ、内容等を一部修正する場合があります。